令和８年第８安芸太田町農業委員会総会　議事録（第８号）

招集年月日	令和８年８月26日（水）		
招集の場所	本庁　大集会室		
開閉会日時及び宣告	開会	令和８年８月26日　14時00分	議長　河本　穂津雄
	閉会	令和８年８月26日　14時40分	
応（不応）招委員及び出席並びに欠席委員 出席　９名 欠席　１名 凡例 ○　出席を示す △　欠席を示す ×　不応招を示す △㊊　公務欠席を示す	議席番号	氏名	出席等の別
	1	河野　幸枝	○
	2	佐藤　潤	○
	3	沖　貴雄	△
	4	宮本　千春	○
	5	藤井　里枝	○
	6	斎藤　文彦	○
	7	武本　宮紀	○
	8	影井　伊久美	○
	9	笠井　清孝	○
	10	河本　穂津雄	○
議事録署名委員	１番	河野　幸枝	
	２番	佐藤　潤	

会議に付した事案

議案第47号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第48号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第49号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第50号	農地法第４条の規定による許可申請について
議案第51号	農地法第５条の規定による許可申請について
議案第52号	農地法第５条の規定による許可申請について

議長	総会を開会させていただきます。 本日の出席委員は9名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和8年第8回安芸太田町農業委員会総会を開会します。（14：00）
議長	議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。 よって議事録署名者に1番委員2番委員を指名します。
議長	会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、内藤康介氏を指名します。
議長	それでは、今回提出された議案第47号から議案第52号について事務局長より提案説明をお願いします。
事務局長	（提案説明）
議長	それでは、議案第47号について事務局より詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第47号の説明をします。議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は、[redacted]、氏名が[redacted]さん。耕作面積は126㎡です。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん耕作面積は1,654㎡です。権利の内容は贈与による所有権移転となります。 申請地は大字穴、字船場、地番が765番地2で地目が畑、面積が126㎡です。 理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて4番委員より説明をお願いします。
4番委員	それでは3番委員の代理として説明させていただきます。議案第47号の説明をします。議案書は1ページ、図面は2ページから3ページご覧ください。8月17日に現地確認を行い18日に申請者の代理人[redacted]さんから聞き取り調査した結果に基づき、議案説明させていただきます。申請地は元JR安野駅から西側へ約500メートル進んだところになります。譲渡人は遠方に居住されており管理できないことから、この度、申請地近くに居住する[redacted]さんへ譲渡されることとなりました。譲受人は申請地付近が自己所有地または居住地近くでもあることから自己所有地と一体として管理・耕作しやすいことか

	ら、この度譲り受けるものでございます。 [redacted]さんは今後、申請地にはびわなどの果樹を作付けする予定です。 また、周辺の農地利用に影響はありません。農地法第3条第2項各号に該当しませんので許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第47号について、審議に入ります。 議案第47号について質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第47号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第47号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に議案第48号に入ります。議案48号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、まず冒頭申し訳ございません。議案の申請地が誤っていたため、本日お配りしております、ものと差し替えをお願い致します。では議案第48号の説明をします。議案書の4ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は、[redacted]、氏名が[redacted]さん。耕作面積は5,891㎡です。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん耕作面積は2,864㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となります。 申請地は大字中筒賀、字中畷、地番が686番地1、686番地2、686番地4、702番地、字西宮利57番地1、57番地2、58番地1、58番地2、58番地3、字登立、609番地1、字越道587番地地目がそれぞれ田、畑で合計面積が4,287㎡です。 理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて5番委員より説明をお願いします。
5番委員	はい、議案第48号の説明をします。議案書は4ページ、図面は5ページから8ページをご覧ください。申請地は井仁棚田交流センターより約100メートル、井仁の棚田内で一部の地番は、議案7号において賃借権を設定されておりますが、今回、所有権を譲渡とともに耕作規模を拡大される案件です。譲渡人の[redacted]様は遠方に住まわれ、管理耕作が困難であるため、近隣の[redacted]様に所有権を譲渡されます。8月17日に代理人[redacted]様に電話にてお聞き取りし、8月18日に現地を確認いたしました。譲受人[redacted]様は農業経験豊富で、井仁の棚田の景観にも気を配り、地域を守っておられます。周辺の農地に影響もな

	く、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しませんので許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第 48 号について、審議に入ります。 議案第 48 号について質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 48 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （挙手）
議長	挙手多数でありますので、議案第 48 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 49 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 49 号の説明をします。議案書の 9 ページをご覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん。耕作面積は 97 ㎡です。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、耕作面積は 680 ㎡です。権利の内容は贈与による所有権移転となります。 申請地は大字加計、字平城、地番が 5022 番地 1、地目が畑で面積が 97 ㎡です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて私から説明をします。議案書は 9 ページ、図面は 10 ページから 11 ページ、あわせて資料 2 として航空写真を添付させていただいております。場所は、加計中学校北 300 メートルぐらいの位置にあります。 8 月 24 日に申請手続の代理人の[redacted]に聞き取り調査を行い、昨日[redacted]さんと現地調査を行いました。その結果について事案説明をいたします。譲受人の[redacted]さんは、申請地を受け家庭菜園として活用される計画になっております。場所的には、航空写真を見ていただきますと、ちょうど中央に台形の防草シートをかけたところがありますが、ここが申請地です。その 2 階の家になりますが、これが[redacted]さんの自宅になります。譲渡人の自宅というのは、この右下にある屋根が一部映っておりますがこの家になります。譲渡人の[redacted]さんは遠方にも住んでおられますが、申請地は今、防草シートと張って管理されていますが、農地としての有効的な管理ができないということで、申請地を[redacted]さんちょうど家の前になりますが、譲ることとなったものです。農機具は、家庭菜園ができる規模のものは所有されており、農作業は常時従事されております。周辺の農地にも影響もなく、農事法第 3 条第 2 項各号に該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	それでは、議案第49号について審議に入ります。 議案第49号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第49号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第49号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第50号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第50号の説明をします。議案書の12ページをご覧ください。 農地法第4条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん。申請地は大字田吹、字丸山、地番が2470番地8、地目が畑で面積が34㎡です。理由につきましては、墓地にするためとなっております。以上です。
議長	続いて9番委員より説明をお願いします。
9番委員	はい、議案第50号の説明をします。議案書は12ページ、図面は13ページから14ページをご覧ください。8月17日、担当者の[redacted]さんへの電話での確認後、現地調査をしましたので、その結果について説明いたします。 本事案は申請者の[redacted]様によります。墓地への転用事案です。申請地は役場から南へ約3.5kmにあります。現在の墓地が旧春地で奥地にあるために今回申請地へ移転するものです。周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと確認できましたので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第50号について、審議に入ります。 議案第50号について質疑はありませんか。はい、8番委員。
8番委員	地図では手書きで分筆をされておりますが、登記は既にされているのでしょうか。
事務局	既に分筆自体はされておりますが、14ページの地図データにはまだ反映ができていませんので、一旦手書きでさせていただいております。
議長	その他質疑ありませんか。 (質疑なし)

議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第50号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （挙手）
議長	挙手多数でありますので、議案第50号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に議案第51号ついて事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第51号の説明をします。議案書の15ページをご覧ください。 農地法第5条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、権利の内容は贈与による所有権移転となります。 申請地は大字土居、字福田、地番が508番地3、地目が畑で面積が402㎡です。 理由としましては、譲渡人は耕作しないため譲り渡す、譲受人は住居を建てるため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて9番委員より説明をお願いします。
9番委員	はい、議案第51号の説明をします。議案書は15ページ、図面は16ページから17ページをご覧ください。8月17日、譲受人の[redacted]様に電話で確認後、現地調査をしましたので、その結果について説明いたします。 本事案は譲渡人[redacted]様から譲受人[redacted]様によります、贈与による所有権移転事案です。申請地は役場から東に約1.5kmになります。譲渡人の[redacted]様は耕作をしないので、市内から転居して家を建てたい[redacted]様に譲り渡すとのことです。事業規模から見ても適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと確認できましたので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第51号について、審議に入ります。 議案第51号について質疑はありませんか。はい、8番委員。
8番委員	分筆をして残った農地は農地として使用を考えているのでしょうか。
事務局	今ある508-3というところに家を建てて、その横の田んぼのところは残してそこは農地として使おうというふうに考えておられます。
議長	その他質疑ありませんか。 （質疑なし）
議長	質疑なしと認めます。

	それでは、議案第51号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （挙手）
議長	挙手多数でありますので、議案第51号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に議案第52号ついて事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第52号の説明をします。議案書の18ページをご覧ください。 農地法第5条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、権利の内容は売買による所有権移転となります。申請地は大字中筒賀、字山崎、地番が540番地4、地目が畑で面積が111㎡です。理由としましては、譲渡人は耕作しないため譲り渡す、譲受人は駐車場進入路として使用するため譲り受けるとなっております。 また、本議案につきましては、令和8年第7回の農業委員会総会において提出しました農業振興地域除外の案件となります。以上です。
議長	続いて5番委員より説明をお願いします。
5番委員	はい、議案第52号の説明をします。議案書は18ページ、図面は19ページから20ページをご覧ください。申請地は筒賀支所より東へ約3キロほどで、井仁への入り口です。8月20日に[redacted]様に電話にてお聞きし、確認後、現地調査いたしました。本件は、先月の農業委員会総会において議案として提出された農業振興地域外の案件になります。申請地は譲受人[redacted]様の自宅に隣接しており、入口には建設資材置き場や駐車場として使用中の倉庫があり、駐車場侵入路として購入を譲渡人の[redacted]様との売買契約が締結されました。 被害防止措置計画も提出されていて、周辺の農地に影響もなく、農地法第5条第1項各号に該当しませんので、許可相当と判断いたしました。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第52号について、審議に入ります。 議案第52号について質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第52号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （挙手）
議長	挙手多数でありますので、議案第52号は申請のとおり承認決定いたしました。

	次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項が2点ございます。 1点目に農地法第3条の3の規定による届出書が3件出ております。 資料1をご覧ください。広島市の[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さんからの相続の届出になります。 届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。 2点目に農業委員会組織による令和8年熊本地震義援金の募集に関する案内についてです。資料3をご覧ください。皆様もご存じの事と思いますが、直近でありました、熊本での震災に関する義援金の募集が農業会議よりありました。 実施期間は8月17日～10月30日までとなります。 実施方法については、最後のページにもありますが、市町村議会議員の農業委員に関しては各市町農業委員会として一旦受け入れる行為が公職選挙法に抵触する恐れがあり、希望の方に関しましては個人でのお振込みをお願い致します。報告は以上となります。
議長	今の報告事項について質疑ありませんか。 （質疑なし）
議長	特に質疑はないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に、その他に入ります。各委員事務局から他に報告事項等ありますか。 （質疑なし）
議長	特に質疑はないようですので、以上で終わります。 これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで令和8年第8回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。（14：40） 以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。 議　　長 1番委員 2番委員